

平成23年の水濁法の改正の 背景について (平成24年6月1日施行)

改正の背景(その1)

- 平成元年の水濁法改正で、事業者に対する有害物質の地下浸透禁止に関する規定が整備されたが、昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認されている。中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。

(累計事例数)

| 年 度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 事例数 | 974 | 1,049 | 1,123 | 1,187 | 1,234 |

工場・事業場が汚染原因と推定される汚染事例の推移

- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。

改正の背景(その2)

- 地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。



地下水汚染の未然防止のための実効ある取組
の推進を図る必要



水質汚濁防止法の改正により、対応

● 地下への浸透の原因

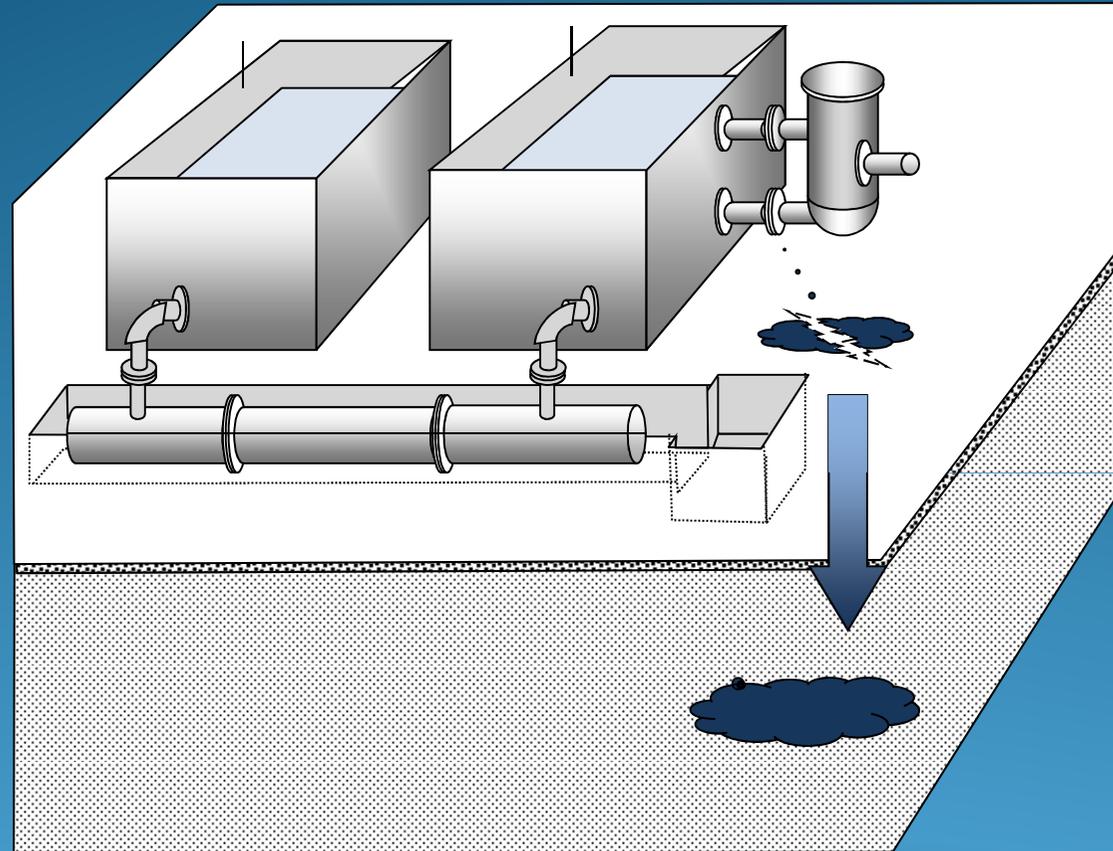
(漏洩場所と地下浸透場所の関係を特定・推定した80か所の事例から)

- 設備の設置場所の床面の劣化等による亀裂
- 土間等の浸透性のある床からの浸透
- 排水溝・排水貯留施設等の亀裂
- 地下貯蔵設備本体又は附帯する配管等の亀裂

※地下浸透規制の届出事業場(全国で9事業場:20年度末時点)が原因と推定される地下水汚染は確認されていない

【地下水汚染事例1】

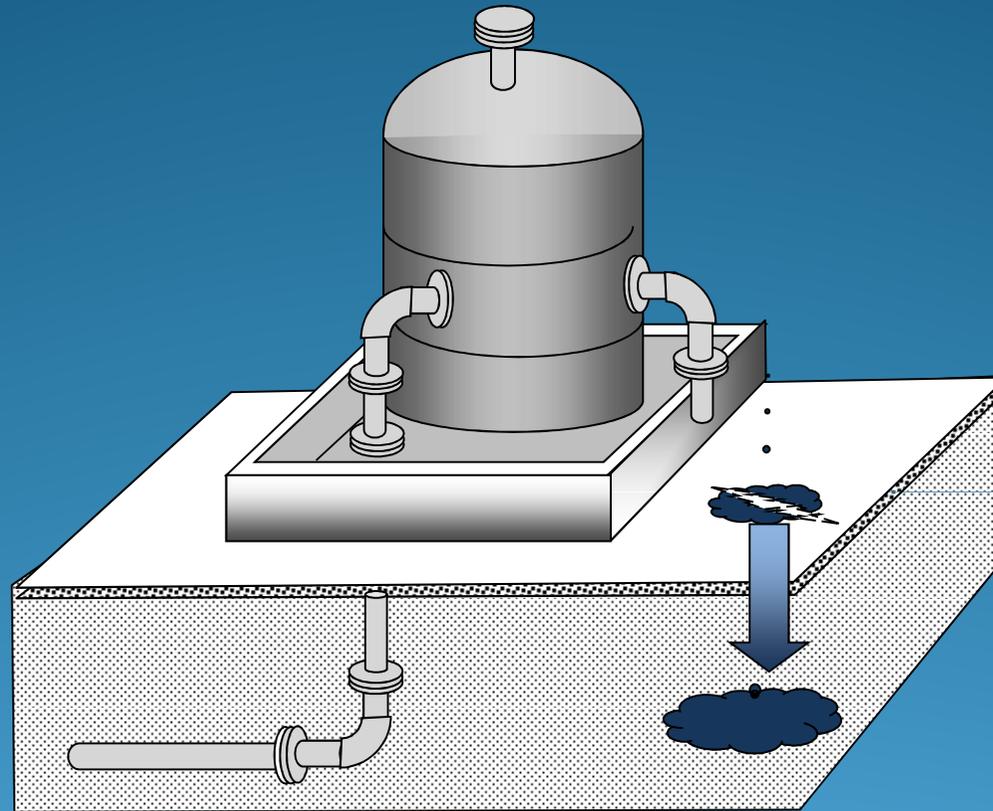
水質汚濁防止法の改正について



- ◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

【地下水汚染事例2】

水質汚濁防止法の改正について



- ◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

平成23年の水濁法の改正の 内容について

水濁法の改正の概要

- (1) 届出対象施設の拡大
- (2) 構造等に関する基準の遵守義務
- (3) 定期点検の実施、記録の保存の義務
- (4) その他(既存の施設に対する猶予期間等)

水濁法の主な改正内容(1)

(1)届出対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設(有害物質貯蔵指定施設)等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。